

第25回青森県食の安全・安心対策本部会議議事録

1 日時

平成29年7月26日(水) 13時30分～15時00分

2 場所

アスパム4階「奥入瀬」
(青森市安方1丁目1-40 TEL 017-735-5311)

3 参加者

青森県食の安全・安心対策本部委員17名(うち代理出席3名)
県関係課20名

4 会議議事概要

県内関係者の連携・協力のもと、食の安全・安心対策を推進するため「第25回青森県食の安全・安心対策本部会議」を開催した。

(1) 開会あいさつ(県農林水産部 油川部長)

本日、委員の皆様方におかれましては、御多忙中のところ本御出席いただきまして、ありがとうございます。

また、日頃から「攻めの農林水産業」の推進をはじめ、県政の推進に御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

食の安全・安心対策については、「青森県基本計画 未来を変える挑戦」において、「安全・安心で優れた青森県産品づくり」や「消費生活と「食」の安全・安心確保」の中で重要な施策の一つとして位置付けているほか、「攻めの農林水産業推進基本方針」においても、施策の柱の一つに掲げられています。

また、本会議は、関係機関の連携・協力のもとに、食の安全・安心対策を推進するため、平成14年度から開催しており、「青森県食の安全・安心対策総合指針」を策定し、推進目標に対する進捗状況、放射性物質検査の状況などについて、情報共有や意見交換を行い、食の安全・安心の確保に努めて参りました。

本日の会議では、「平成28年度の取組実績と平成29年度の取組方針」などについてご報告、説明させていただきたくほか、今年度で終期となる現行の指針の改定に向けた新たな総合指針の骨子案について御協議いただくこととしています。

また、この骨子案については、前回の本部会議で委員の皆様方に御検討いただいた見直し方向に基づき、新たな情勢変化を踏まえ作成したものです。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りたいと考えておりますので、本日はよろしくお願い申し上げます。

(2) 議長の選出

仮議長である油川部長の進行で、出席委員の互選により上野委員を議長に選出した。

(上野議長あいさつ)

食の安全・安心に関して、fromファームトゥテーブルという言葉が出てからしば

らくたちますが、本県のような食料基地では食の生産段階、農業生産工程管理（GAP）の導入が今推進されています。そして、2020年の東京オリンピックに当たっては、グローバルGAP等を受けていないと食材が取引されないようなことも伺っています。また、食品製造をはじめとする食品業者、事業者につきましては、HACCPの導入が義務化されるということがあり、2018年には法整備が行われると報じられています。このように、食の安全・安心がおそらくこの2～3年で一層幅広く行き渡っていくという状況にあり、本県におきましてもその流れに乗り遅れることのないように、ということがこの会議の一つの目的だろうと思います。今回の会議では、新たに策定される青森県食の安全・安心対策総合指針を議論するということですので、この新たな指針が実効性のある、それから確実に推進できるものになるよう、本日は委員の皆さんの忌憚のない御意見をお願いしたいと存じます。

(3) 案件

ア 平成28年度取組実績及び平成29年度取組方針について

(資料1に基づき説明)

(ア) 基本方針Ⅰ 生産者は消費者の視点に立って県産食品を生産し提供していきます

①GAP手法の導入組織数の28年度の実績は100組織で、前年度より13組織増加しており、これは、農協生産部会を主体に増加したもので、29年度目標の79%に達している。28年度の取組方針は、東京2020大会を契機として、更に進んだ第三者から認証を受ける認証GAPを図ることとし、本年6月9日に「青森県GAP規範」を策定し、各県民局に「GAP相談窓口」を設置して農業者への支援を進めます。また、新規就農者へGAPの普及推進を図るとともに、認証GAP取得を目指す組織等に専門アドバイザーの派遣等の支援を行うこととしています。

②環境にやさしい農業の取組では、27年度の実績は4,775戸で、前年と比較して96戸減少し、これは、高齢化等によりエコファーマーの認定期間満了者の更新が進まないことが主な原因です。29年度の取組方針は、環境にやさしい農業の取組者を対象とした生産及び販売力向上研修を開催するほか、生産者と実需者とのマッチングを行うとともに、県内に120店舗あるエコ農産物販売協力店の設置や、消費者への情報発信を強化していきます。

(イ) 基本方針Ⅱ 食品関係事業者は食品の衛生管理を徹底していきます

①食品衛生に関する事業者向け講習会等の開催回数は407回、参加人数は17,040人、前年度と比較すると回数、人数とも増加し、既に29年度の目標を超える実績となっています。組織割合では82%となり、前年度から9%増加しました。今年度の取組方針については、引き続き開催回数や参加人数の確保に努め、28年度に研修会等を開催できなかった組織については、関係機関と連携して開催するよう努めてまいります。

②食中毒発生件数及び患者数については、28年度は食中毒発生件数が4件、患者数が69人で、前年より減少しています。このうち、ノロウイルスが90%を占めています。今年度の取組方針は、ホテル・旅館・給食施設等の対象量調理施設に対し重点的に監視指導を行います。

(ウ) 基本方針Ⅲ 消費者は自ら食品の安全確保に取り組んでいきます

①食品の安全・安心に関する消費者向け研修会等の開催回数は75回、参加人数は12,826人となり、開催回数は増加しましたが、参加人数は減少しています。ただし、参加人数については、29年度の目標を超える実績でした。今年度の取組方針は、食品の安全・安心に関するイベント等を開催し、食品に対する正しい知識等の普及に努めていきます。

②学校給食における県産食材利用割合は、27年度実績で66.5%で、米や牛乳の利用

割合が高く、野菜や水産物では低くなっています。ここ数年、野菜や水産物の高値が続いていますのでその影響もあるのかとは思いますが、利用割合は年々上がってきています。今年度の取組方針は、野菜の供給拡大に向けた産地及び流通・加工業者等による検討会等を開催していきます。

(エ) 基本方針Ⅳ 行政は食品の監視指導・検査体制を充実強化していきます

①食品表示ウォッチャーの監視における不適正店舗率では、食品ウォッチャー89名（一般消費者）が1,163店舗の小売店をモニターした結果、不適正のあった店舗数は12店舗（1.0%）で、不適正食品のほとんどが生産食品の「名称」、「原産地」表示の欠落であった。29年度の実行方針は、食品表示ウォッチャーによるモニターを継続し、報告のあった不適正店舗へはきめ細かな指導を行っていきます。

(オ) 基本方針Ⅴ 県は緊急時における対応を整備・強化していきます

①鳥インフルエンザ等については、発生に備え、庁内の体制等を整備するための情報連絡会議や県境での発生を想定した机上演習や備蓄資材の輸送に係る実働演習を実施していたところ、昨年度末（11月末）に本県初の高病原性鳥インフルエンザが2件発生しましたが、全庁を挙げて防疫対応に当たった結果、早期に収束できたという実績です。29年度の実行方針は、高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫対応を踏まえたマニュアル等の見直しや関係者による情報連絡会議、防疫資材の新たな備蓄場所から発生地への資材運送を内容とする実働演習を実施します。

(カ) 基本方針Ⅵ 食に関する情報共有と相互理解を促進していきます

①食の安全・安心に関する県民意識については、基礎的知識を持つ県民の割合が85%で、前年度より4ポイント増加し、県産品に対する信頼度は70%と減少しています。減少理由としては、他県産に比べ価格が高いとする割合が96%となっています。29年度の実行方針は、今後も講演会やイベント等を通じて、食品に関する正しい知識や安全・安心な県産品の消費拡大を図ります。

【委員からの質問・意見】

【古舘委員】

・基本方針のⅥのアンケートについて、イベントに参加している方については、関心のある方が参加していると思うので、このアンケート自体が291人なのですが、確かではないのではという感じはします。そこで、うちの方でも6万5千人の組合員がいるので、普通の一般の人にアンケートをとらないと、この意識というのは、はっきりしたものがとれないのではないかと思います。

【上野議長】

・意識の高い方のアンケートでは、一般市民の方とずれてくるということで、その辺の考慮が必要だと言うことですね。

【山内委員】

・2点ほどあるんですが、まずはアンケートの話が出たのでアンケートから、内閣府の食品安全会議で行ったアンケートがあるんですが、こういうアンケートの取り方ともう一つ、一般消費者なり、モニターでもいいのですが、何に不安を持っているか、それをきっちり把握して、それに対する対応策を決めていくということが必要じゃないのかなと思います。特にアンケート結果で特徴的なのが、28年度の第1位が食中毒、第2位が健康食品、第3位がかび毒、第4位に薬剤耐性菌、第5位

に放射性物質、第6位がアレルギー等、第7位が汚染物質となっていますが、24年度と比べると、食中毒の1位は変わらないんですが、福島原発事故のことがあり2位に放射性物質が入っている。なので、そういうことをしっかりと踏まえて進めて行っていただきたい。

- ・それから2点目ですが、基本方針Ⅴの緊急時の対応ですが、高病原性鳥インフルエンザについては本当に迅速に収束していただいたと、これは普段の訓練のたまものだと、よく県庁の人達がやってくれたと評価します。ただ、もう一つ、ここには書いてないのですが、口蹄疫の場合、家畜が大きいですから中々思うようには書いてないのですが、口蹄疫の場合、家畜が大きいですから中々思うようには書いてない。鳥インフルエンザについては、各県民局単位でも防疫訓練は毎年行っているの、即戦力でできるわけですが、口蹄疫については近隣諸国で常時発生しているにもかかわらず、ただの一度もやっていない。ただ、いきなり実働演習も大変だと思うので、まず最初に机上演習、関係機関、関係者と発生した場合どのように進めて行くのか、是非机上演習くらいはやっていただきたい。と思うのですが、県はどのように考えているのかお聞きしたい。

⇒（畜産課）

口蹄疫については、鳥インフルエンザとは対応が違い、先ほどおっしゃられたとおり大型のため、県職員の出番（例えば殺処分など）としては、動員しても出番は少なくなり、家畜保健衛生所が中心の防疫対応になってくるかと思えます。この口蹄疫につきましても、県は、鳥インフルエンザのマニュアル改正を先に行うこととしており、このマニュアル改正が済んでから口蹄疫についても十分検討して対策を立てていきたいと考えております。

【上野議長】

- ・宮崎県の事例等を参考に、早めの対応をお願いします。

⇒（畜産課）

家畜保健衛生所を中心に、国と連携しながらの演習は行っているんですが、地域を巻き込んでの演習は行われていませんので、これから考えていきたいと思えます。

【山内委員】

- ・家畜保健衛生所を巻き込んだとしても、先ほど行ったとおり、畜産関係者とかが入ってないと演習のための演習で、実際となったとき役に立たないので、せめて関係者が一堂に介するような、とりあえず机上演習でいいので、自分達の役割がなんなのか、どのように収束に向けた対策を取るのか、防疫体制はどうするのか、頭の中にたたき込んで、それから実働演習になると思えますので、全体としては、口蹄疫の演習は1回もやっていないので、是非やっていただきたい。

【上野委員】

- ・アンケートにつきましても、何年も続けて実施していると思うので、社会情勢と消費者が不安に思っていることを反映させながら、いろんな講習会に活かしていただければよろしいかと思えます。

【成田委員】

- ・基本方針Ⅵのアンケートの関係で、県産品の信頼度低下の理由が、他県産に比べ価格が高い割合が多いということなんですが、これは、品目としてはどのようなものがあるか、何に対して高いというイメージなのか、もし分かっていたら教えて欲しいということと、基本方針Ⅱの講習会等の開催回数で、28年度の実績が407回なのに目標が半分以下の目標という意図がよく分からないので教えて欲しい。

⇒（食の安全・安心推進課）

品目に関しては、品目を確認する欄を設けていないため把握していませんが、基本的に同じ国内産を買うとしても、青森県産が高いと感じているようです。

【山内委員】

- ・時期によって、例えば冬場だとごぼうやにんにくがものすごく高いとか、ながいものが高いとかはあっても、出回ってくればそうでもない、それともう一つ、他のものと比べて高いという印象は、青森県産がそれだけブランドと言いますか、味についても他県産と比べても美味しいという評価を受けているので、そういうことも含めての評価であり、誤解をうむのかも今思いました。

【松井委員代理】

- ・私どもでは、県産品フェアを企画していますが、青森県産が高いとかはあまりないと私は思っています。ただし、旬とか時期とかで、青森県産が大量に上がってくると青森県産は安くなりますし、他県が旬の場合は他県の方が安い場合があるかとは思っています。ただ、他県と言うよりも外国産に比べて高いというのはあるかもしれないですが、他県産に比べて高いというのはお客さんの声としてはないと思います。むしろ、安全な地元のものをもっと食べたいという意見が多いと私は感じています。

【上野議長】

- ・これは、データの読み方かもしれませんが、いろんな品目が県外から入ってくると相対的に県産を消費する量が減ってしまうということだと思うんですが、確かに同じ品目をずっと青森県が供給している品目があるのかどうかは分かりませんが、季節によっても取れ高によっても値段が変わってくるので誤解もあるのかもしれない。
- ・続きまして、基本方針Ⅱの開催回数が目標数を大きく上回っていますが、なぜ前年度に比べ100回以上多くなったのでしょうか。

⇒（食の安全・安心推進課）

これに関しては、関係機関・団体が開催した回数を集計した結果、407回になったものです。

また、29年度の目標回数である230回は現指針が策定された5年前の目標であり、実績が上回っただけの話になります。

【上野議長】

- ・基本方針Ⅲの食品の安全・安心に関する消費者向け研修会等に12,000人以上の方が参加されているわけですが、これはこういったポピュレーションになるのでしょうか。例えば、学校の生徒さんとか、どういう方がメインになるのでしょうか。

⇒（食の安全・安心推進課）

例えば、消費者大会とか、消費者の方が集まるような場所での研修会の参加人数が多くなっています。

【山谷委員】

- ・基本方針Ⅱの学校給食に関するのですが、県産品の利用で、牛乳や米が多いものの、野菜や水産物が低いと言うことは、これは価格の問題が影響しているのでしょうか。それとも季節の問題があるのでしょうか。お願いします。

⇒（総合販売戦略課）

水産物が低い理由は二つあると思います。一つは学校給食において最近センター方式ということで、個別校での調理ではなく、何校も集まった形で給食セ

ンターで調理されること、調理時間が非常に制約されること、生の水産物ではなくて、加工品が欲しいということがありますが、県産品の加工品では産地指定したものが少ないことが原因となります。ただ、当課としても、何とかして対応ということで、水産物の加工品の開発を支援してきたところです。もう一つが、水産物は水揚げした場所で産地ということになるため、その天候とかによって、青森県内の漁港の水揚げ量が変動することもあるため、産地指定することが中々難しいという二つの理由からこのような形になっています。ただ、利用率を上げるための取組はしていきたいと考えています。

野菜については、本県は冬という時期がありますので、年間を通じて生鮮野菜を供給しづらいということが一つです。また、ジャガイモやタマネギなどの重量野菜の生産量が少ないことも要因と考えます。これについても、県産品を作っていただく伸びしろかと捉えていますので、野菜も水産と同様、取組を続けていきたいと考えています。

【相馬委員】

- ・学校給食の話がありましたので一言、野菜が少ないということがありますが、野菜がいっぱいとれる時期になると夏休みになり、折角ある野菜も使う機会も少ないというか、ないということもあるようです。それと、小規模校であったり、小規模センターであれば地元の物を使うとか、円滑にできることもありますが、大きい給食センターになりますと、入札になっているため、県産指定をしても業者からその数量を確保出来ないということもあります。ただ、栄養士さん達はいつも県産品を使いたい気持ちはあるため、野菜を冷凍加工して冬場でも使えればいいという話はいつもしています。

【山内委員】

- ・肉類はどの程度使われているのでしょうか。

⇒（総合販売戦略課）

肉類については、詳しいデータを持ち合わせていませんが、30数パーセントという状況になっています。肉類についても、水産物等の加工品とあわせ41品目の加工品がありますが、そのうちの何品目かは学校給食に使われている状況にあります。

【篠崎委員】

- ・学校給食に関して一言いわせてもらえば、私ども野菜・果物の卸売りをしている会社です。先程から、青森県の物が他県産の物に比べ高いというイメージだと思うんですが、たまたま手元に昨年の中央市場全体として単価があります。1年間の青森県の野菜の平均単価は202円/1kgで、当市場で扱っている野菜の平均単価が213円/1kgでしたのでグロスで見れば青森県産は1割安いということになります。これは自明であり、例えば北海道からじゃがいも、タマネギを運ぶ、あるいは関東の茨城から青森まで出荷するとなると、運送コストが価格に加わりますので、産地に近ければ近いほど、同じ条件であれば価格は安くなります。私の経験からいっても、例えば冬の神奈川とか千葉からくるだいこんの大体の価格と今の時期に県内で生産されるだいこんの価格と比較すると、3割くらい県産のほうが安いです。全般的にそうなります。このため、青森県産は数がまとまらないから対応できないとか、数が少ないから割高になるとかは本当に誤解ですので、畑に近づけば近いほど安く入手できますし、青森の野菜は基本的に露地で栽培されていますので、春先とか冬場も施設で栽培されている他県産の物よりははるかに生産費も

安くなるので、少なくとも野菜や果実に関しては、他県の物よりも高いと言うことは、先ほどユニバースの松井さんもいっていましたが本当に誤解でありますので、この機会に皆さんに知っておいていただきたい。

あと、相馬委員がおっしゃったとおり、一番量がとれる時期が夏休みとなり、学校給食で使用頻度の高い、例えばタマネギあたりは、県内での販売目的としての生産はほとんどありませんし、ねぎとかにんじんとかも出回る時期は非常に限定されますので、当然他県産の物の方が市場での取扱いは多くなります。その代わりに発注・入札の際に青森県のものに限るとのことだと、メーカーさんとしても、県産のねぎやにんじんだけ集めるとなると少し割高になる可能性はありますが、全体的に見れば、青森県産の野菜は他県産の物に比べると体感的に2~3割安い、統計的に見れば1割安い、しかも青森県の野菜の中にはながいもとか、にんにくとか、非常に高額な商品が含まれているのに全体の平均より安いという訳ですから、この機会に皆さんの認識を改めていただきたいということです。

【上野議長】

- ・実際のデータとして青森県産が安いというお話しでしたが、それが消費者のアンケートで高いとなることは一体何が原因なのか、その辺の分析、対策というのにも必要になってくるのだと思うのですが。

【篠原委員】

- ・たぶんアンケートを取った時期だと思います。例えば、5月とかにアンケートを取るとちょうど青森県の施設物が出回る頃ですので当然割高になります。あとは、昨年の秋、たぶん昨年の9月・10月に取ったアンケートだと思うんですが、野菜の価格が非常に高騰したタイミングですので、そのアンケートに答えた方が何と比べて高いと感じたのか、先ほどその同じ棚に並んだ他県産と比べてとありましたが、例えば、10月あたりで青森県産以外のトマトが並ぶことはないため、たぶん、その方が普段頭の中に描いている価格よりも昨年の秋は高かった。だいこん1本200円したとか、キャベツが300円したとか、青森県産高いなど、いつもだったら100円とか150円とかで買える物がとなるわけで、ただこれは、相場の上げ下げが原因です。生産食品というのは需給のバランスで価格が変わるため、たまたまアンケートを採った時期だと思います。産地の変わり目で、これから出る産地の物は比較的高くなりますし、競合する産地があれば、出荷終了間際の産地は安くなりますし、あと、全体的な相場の中で高いタイミングでアンケートをするといつもよりも高く感じたということなのだと思います。

最後に、このアンケートについて、食の安全・安心について、青森県産についての信頼度と価格の高低というのは、あまり関連性がないのかと、先ほど高いのはブランド力があっていいことだと言いましたけども、このアンケートを見れば、高いと信頼度があるという書き方をしているので、ものすごく違和感を感じるのですが、もう何年もこの形式でアンケートを取られているので、今更設問とは変えられないと思いますが、もしも次のタイミングでアンケートの設問を考えられるのであれば、我々に相談いただき、アンケートの設問にも御配慮いただければと思います。

【上野議長】

- ・折角アンケートを取るに当たって、色々な設問に関してアドバイスをいただけそうなのでよろしくお願いします。
- ⇒（食の安全・安心推進課）

アンケートについては、先ほどから皆様から色々な意見があり、誰を対象にするのか、人数もこれでいいのか、アンケートを取る時期とか、時期に合ったこともくなのかということも考え、アンケートについては今後の方向について、皆さんからも意見を聞きながら再検討させていただきます。

【松井委員代理】

- ・基本方針Ⅳの食品表示ウォッチャーの監視における不適正店舗率とあり、不適正12店舗におそらく弊社の店舗も含まれているとは思いますが。不適正表示のほとんどが生鮮食品ということで、実際に店舗に並んでいる表示の流れは、先ず仕入れ伝票があり、産地を見て売り場の担当が値札（ポップ）と産地をその都度付けてはいるのですが、手作業の部分もあり店舗数も多いため、ミスをおこしてしまう担当者があるのも事実です。2重3重のチェックは行っているが間違いが起こり、申し訳ないと思っています。もっとしっかりチェックしてミスのないようにして行きたいと思っています。

【上野議長】

- ・これに関しては、指導されたということなので、今後どれくらい改善していくかというデータを揃えていけばいいと思います。

【松井委員代理】

- ・毎月データを取ってはいますが、中々ゼロというのは難しい状況です。

イ 「青森県食の安全・安心対策総合指針骨子案」について（資料2）

指針改定の考え方（案）と改定までのスケジュールについて資料に基づき説明。

【委員からの意見等】

【上野議長】

- ・この案件につきましては、昨年度の本部会議で委員の皆さんからいただいた御意見を反映するような形で骨子案を作っていたということですが、この骨子案について、あるいはこの中にはない、変更した方がいいんじゃないかとかの御意見がありましたらお願いします。

【川村委員】

- ・基本方針Ⅱの行動計画2の⑧に安全・安心の提供と言うことでオリンピックを挙げていますが、このような指針に2020オリンピックと言う数字や名前を入れて、こういう取組をしていくというのはいかがなものかと思えます。見直しの理由にはオリンピックを書いてもいいかもしれませんが、5年サイクルで見直すということを考えれば、「食の国際化」とか「インバウンドの増加」とか、5年後でも通用するような意味で、観光客への安全・安心の提供は本県でも行うとした方がいいのではないのでしょうか。

⇒（食の安全・安心推進課）

委員ご指摘のとおりなので、委員の意見を参考にして変更していきたいと思えます。

【成田委員】

- ・先程から学校給食の食材利用を高めようという話をされていて、行動計画を見ますと項目がないように感じたのですが、これは何故なのかという疑問と、行動計画に入れる必要があると思えます。

【上野議長】

- ・基本方針のⅢの行動計画の6に入るのでしょうか。いかがでしょう。

⇒（食の安全・安心推進課）

そうですね。行動計画6の地産地消に反映させて学校給食の関係を入れたいと思います。

【油川部長】

- ・先程、アンケートの話が数名の委員からありまして、そのアンケートの結果、ないしはこれからの目標を数値目標として定めることにしております。そして、先程の事務局の説明の中では、今のデータの継続性も活かしつつということで、私としても、どっちつかずがこれから検討するには非常に不都合になるので、やはり、今持っている基礎的知識や信頼度も信憑性を精査した上で、新たな目標にする際には、対象も含めたアンケート様式を再考して、継続性よりも今後の目標年次に向けての努力という形で取り組んだ方が、今折角色々な意見があったわけですので、そちらの方がすっきりするのでは思っていますので、皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。

【上野議長】

- ・部長が言うように、継続性よりも将来に活かせるような項目で考え直すという話がありましたが御意見をお願いします。

【川村委員】

- ・アンケートの主旨からすれば基礎的知識も85%で県産品に対する信頼度も70%、テストであれば60点以上取れば合格点な訳ですから、70点も取れば県産品は非常にハイクオリティーで信頼を得ているという結果が分かります。ただ、たまたま資料に、県産品の価格が高いと書いていたというだけなんじゃないかと思えます。ですから、本来のアンケートの主旨というのはそこにはないわけなので、県産品の価格が高い・信頼度の低下とありますが、これが信頼が低くなるということにつながるのかということで、統計的に見れば、こういうことは希釈してもいいのではないかと私は思います。ですから、私とすれば、該当する団体でないのこういう言い方ができるのかもしれませんが、やはりこのままやるべきなのではないかと、それは、満遍なく普遍性を持った母集団を見付けなければいけないというのも分かるのですが、そうそうできるわけではないと思うし、私はこのままでもよろしいのかなと思っています。

【油川部長】

- ・今の話を聞くと、データをどう捉えるかと言うこともあって、今みたいに高い数値をそのまま真に受けてもダメだし、今のデータを使うとすればどのような位置付けで評価していくかということが一つ問題になるということ。そこを整理して、まだ足りないと言うことで、例えば補足的に別な調査をするだとか、と言うことも含めて事務局で考えていくべきなのかということで、色々な意見があることも十分理解でき、もう少し検討が必要だと思っています。

【山内委員】

- ・食の安全・安心と言うことからいきますと、消費者は何に不安を感じているのか、何を知りたいのか、遺伝子組換え食品なのか、あるいは食品添加物なのか、アンケートでは、皆さんがどういうことに不安を感じているのか、必要としているのか、その辺を把握できるアンケートがあってもいいではと思います。タイトルが食の安全・安心なので、そこのところがウエイトを占めてもいいのではと思っていますので、検討をお願いします。それと、基本方針Vの行動計画1の緊急時対応管理マニュアルは作っているのでしょうか。

【上野議長】

- ・基本方針Vの緊急時のマニュアルを県は作っているのかということだと思いのすけども、いかがでしょうか。

【山内委員】

- ・食品を起因とする重大な事案が発生した場合の、個々の部署としてのマニュアルです。

⇒（食の安全・安心推進課）

それぞれ関係するところで、マニュアル、いわゆる鳥インフルエンザであれば対応マニュアルとか、そういうようなものは、それぞれの機関で作っているような状況です。

【山内委員】

- ・それは分かります。畜産課ではどういうものを作っている、家畜保健衛生所ではどういうものを作っている。これは理解しているが、この部署では作っているんですかということです。加えて言えば、鳥インフルエンザであれば、それぞれの県民局単位で防疫や机上演習をしていますが、こういう訓練的なものを何か考えているのか、万一何かあったときのことを考え行うのが危機管理ですから、そういう意味で今お伺いしているところです。

【上野議長】

- ・一つ一つの部署がマニュアルを準備されている話ですが、それをつなげていく発展系という物は考えていくということになりますでしょうか。

⇒（食の安全・安心推進課）

全体をまとめたようなものは、申し訳ありませんが準備していなくて、それぞれの関係課でまとめたマニュアルに基づく取組であり、もし、全体的な取組が必要であれば今後検討していくという形になります。

【山内委員】

- ・食品に起因する重大事案に対することについては、検討していただいた方がいいのではないかとということで申し上げました。それと、確実に対応するための訓練的なものは1年に1回とか、忘れないうちに行うとか、確認をしながら取り組んでいくことが必要ではないのかと思います。特に食中毒が出た場合は、早く対応しなければならぬということは自明のことですから、そういう意味で申し上げました。

⇒（食の安全・安心推進課）

補足となりますが、一応、食中毒とか感染症など、県民の安全を脅かす事態に対応するために、青森県の健康危機管理管理対策実施要綱が定められています。

【山内委員】

- ・その実施要綱をここで活かせるようにしていただきたいということです。

【上野議長】

- ・各委員の皆様から貴重な意見をいただきましたので、次期総合指針の見直しの参考としていただくようよろしくお願いいたします。また、この会議が終わってからも結構ですので、もし何か御意見がありましたら、食の安全・安心推進課に連絡していただき、意見を反映して進めて行くということをお願いいたします。